

くらしとくらしの、あんしんのために

国民健康保険税

【問い合わせ】 保険年金課 ☎22・9659 FAX26・0151

国民健康保険（国保）は、被保険者の皆さんが病気やけがをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。4月末現在、市内で13,869世帯、21,552人が国民健康保険に加入しています。
7月は国民健康保険税の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付します。納期内納付にご協力ください。

日本では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。

国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人などを除いたすべての人が加入します。

納めていただいた保険税と、などからの補助金を財源にして、医療費・高額療養費・出産育児一時金などの保険給付の支払い、後期高齢者支援金などの各種拠出金の支払い、特定健診・簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。市ではより効率的な運営に努めていきますので、皆さんも健康に心がけ、医療費を有効に使っていただき、ますようご協力をお願いします。

◆本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国保に加入していませんが、世帯の中に国保加入者がいれば納税通知書が世帯主あてに届きます。今回お届けする納税通知書の税額は、次ページの「国民健康保険税算定の税率など」により計算します。

① 普通徴収の人

1期（7月）から9期（平成27年3月）までの9期（回）に割り振っています。

② 特別徴収

（年金からの天引き）の人
本算定年税額から4月・6月・8月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・平成27年2月の3回に割り振っています。

※年税額の具体的な計算例は、次ページのとおりです。

◆特別徴収（年金からの天引き）を口座振替に変更できます

国保に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きさせていただいていますが、申請により口座振替に変更することができません。

○申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。

○年金天引きを継続される場合やすでに口座振替に変更されている場合は、改めて申請していただく必要はありません。

○口座振替に変更された場合、所得税に関する社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。年金天引きの人は、ご本人に社会保険料控除が適用されます。

保険税の軽減制度（均等割・平等割を減額）

前年の世帯合計所得が下記の金額以下	軽減割合
33万円	7割
33万円+（加入者数×24万5千円）	5割
33万円+（加入者数×45万円）	2割

※加入者数、前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。（世帯に異動がある場合を除く。）



非自発的失業者に係る保険税の減額制度

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた人の前年給与所得を30/100とみなして保険税の算定を行います。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

《該当する離職理由コード》

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※離職理由コードは雇用保険受給資格者証に記載されています。

《対象期間》

離職の翌日の属する月から翌年度末まで

保険税は被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めていただくことになります。

被保険者になった月とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日、あるいは職場の健康保険を脱退した日など、市国保加入の資格が発生したときをいいます。届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国保資格の発生日までさかのぼって納めていただくこととなります。

ほかの市町村へ転出した、職場の健康保険に加入したなど(伊賀市国民健康保険被保険者資格の喪失)の場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

国民健康保険の届け出は

必ず14日以内に!

◆国民健康保険税算定の税率など

	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	限度額
医療給付費分	6.7%	23,000	22,000	510,000
後期高齢者支援金分	1.08%	3,500	4,500	160,000
介護納付金分	1.5%	6,000	4,500	140,000

- ※1 所得割 前年中の総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額に対して
- ※2 均等割 国保に加入している人、1人に対して
- ※3 平等割 1世帯に対して

■医療給付費分の税額の計算例

◎4人が国民健康保険に加入
 総所得 2,000,000円 - 基礎控除額 330,000円 = 1,670,000円
 所得割額 1,670,000円 × 6.7% = 111,890円
 均等割額 23,000円 × 4人 = 92,000円
 平等割額 22,000円 × 1世帯 = 22,000円
医療給付費分年税額(100円未満切捨て) 225,800円

■後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 1,670,000円 × 1.08% = 18,036円
 均等割額 3,500円 × 4人 = 14,000円
 平等割額 4,500円 × 1世帯 = 4,500円
後期高齢者支援金分年税額(100円未満切捨て) 36,500円

■介護納付金分の税額の計算例

◎2人が介護保険に加入(40歳以上65歳未満)
 所得割額 1,670,000円 × 1.5% = 25,050円
 均等割額 6,000円 × 2人 = 12,000円
 平等割額 4,500円 × 1世帯 = 4,500円
介護納付金分年税額(100円未満切捨て) 41,500円

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額 **225,800円 + 36,500円 + 41,500円 = 303,800円**となります。

- 世帯主(40歳) 給与所得200万円
 - 配偶者(40歳) 無職
 - 子(10歳)
 - 子(7歳)
- という4人家族の場合...



国民健康保険税の「医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分」

計算例